## 認定基準チェックリスト

## (2)認定基準チェックリスト

認定基準を満たしているかどうか、下表の審査項目例を確認します。各認定主体において、適宜審査項目例を加除してご活用ください。

○:必須、△:該当する場合

審査対象	■認定基準 □審査項目例	審杳書類	根拠法令
1.認定事業者		H44///	1237-27-21
資格	■賃貸人及び援助実施者が欠格要件(誓約 書に記載)に該当しない	○申請書(項目1) △申請書別添1~4 ○誓約書	法第 42 条 省令第 18 条 省令第 20 条
2.居住サポート			
②見守り ③福祉へのつなぎ	■一日一回以上の安否確認が実施される計画である 【審査項目例】  □ (機器の場合)機器の種類は適切か □ (訪問・電話等の場合)体制やスケジュールに無理はないか □ 異常検知後の具体的な行動が記入され、安否確認の対応の流れが読み取れるか □ 入居者と連絡がとれない場合、現地確認するのは認定事業者が把握できるフローになっているか ■月に一回以上、訪問等が実施される計画である 【審査項目例】 □ 心身・生活状況の変化を確認できる方法(訪問)か □ 体制やスケジュールに無理はないか □ (委託の場合)認定事業者が見守りの結果を把握できるか ■つなぎの内容が適切である 【審査項目例】 □ 体制等は無理のない計画か □ つなぎ先が主たる課題別に1件以上設定されているか □ つなぎ先に公的機関が含まれているか	○申請書(項目2) ○申請書(項目2) ○添定選類 の概考書類のの概考書類のの概考書類のののではではできます。 ○参がでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	法第 41 条 省令第 14 条
	□ (つなぎ先が民間事業者等の場合)同意書等が添付されているか □ 認定事業者がサービス利用等を見守りで把握できるフローになっているか等		
④その他の居住 サポート	■老人ホームに該当しない(該当する場合は届け出ている) 【審査項目例】 □ ①老人を入居させ、②当該老人に対して	○申請書(項目2)	-

	「介護」、「食事の提供」、「家事」又は「健		
	康管理」のいずれか1つ以上サービスを		
	提供していない等		
項目 項目	■認定基準 □審査項目例	審査書類	根拠法令
		0.134.7340	
⑤居住サポート	■対価が内容や頻度に照らして不当に高額	○申請書(項目2)	
の対価	でない 【審査項目例】	│ △参考書類(一般 向けに有料でサ	
	【番旦頃ロ別】 □ 援助実施者の一般向けサービス料に比	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
	べ高額になっていないか	いる場合)居住	法第 41 条
	□ 対価の最低・最高額の幅が著しく大きく	サポートと同様の	省令第 15 条
	ないか(大きい場合は、理由を確認して	一般向けサービ	
	妥当かを判断) 等	スの利用料がわ	
		かる書類	
⑥居住サポート		○申請書(項目2)	法第 41 条
の提供の条件	□ 不当な契約になっていないか 等		
3.居住サポート住			)
①専用住宅	■専用住宅が1戸以上	○申請書(項目3)	法第 41 条
の再刊序せの答	■亜町原来の1日とていた地間しない。		省令第12条
②要配慮者の範囲(定めてい	■要配慮者の入居を不当に制限しない 【審査項目例】		法第 41 条 省令第 11 条
る場合)	□ 特定の者について不当に差別的なもの		有市先 11 宋
O70117	でないか		
	□ 入居を受け入れる要配慮者が著しく少		
	数とならないか等		
③規模	■面積基準※1を満たしている	○申請書(項目3)	法第 41 条
	【審查項目例】	○申請書別添5ま	省令第9条
	□ 一般:新築(築1年未満)25 ㎡以上、既	たは6	令和7年厚生
	存 18 ㎡以上(または認定主体が定める	一般:別添5	労働省・国土
	基準以上)	共同居住:別添6	交通省告示第
	ただし、台所、収納設備、浴室を共同利用 する場合は、13 ㎡以上	  ○添付書類 居住	3号
	□ 共同居住:延べ面積 15 ㎡×N(2以上	安定援助賃貸住	
	の定員)+10 ㎡以上、専用居室1人9㎡	宅の規模及び設	
	以上(または認定主体が定める基準以	備の概要を表示	
	上) 等	した間取図等	
④構造	■消防法、建築基準法などの法令に違反しな	△添付書類(S56	法第 41 条
	い(誓約書に記載)	年5月以前着工	省令第 10 条
	■耐震性が確保されている	の場合)	
	【審查項目例】	耐震関係規定に	
	□ 竣工年が下記以降	適合又はこれに	
	·1~3 階建:昭和 57 年 6月	準ずるものであることなる。	
	·4~9 階建:昭和 58 年 6月 ·10~20 階建:昭和 60 年6月	ることを確認できる <u></u> る書類	
	□ (上記以外)添付書類で耐震性が確認	ひ百炔	
	できる 等		
	7 T	<u> </u>	

項目	■認定基準 □審査項目例	審査書類	根拠法令
⑤設備	■一定の設備※2を備えている 【審査項目例】 □ 一般:台所、便所、収納設備、浴室もしくはシャワー室を完備している(共同利用でも可) □ 共同居住:共用部分に居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室、浴室もしくはシャワー室がある(「想定利用住戸の入居可能者数等/整備箇所数」が5以下)等	<ul><li>○申請書別添5ま</li><li>たは6</li></ul>	法第 41 条 省令第 10 条 令和7年厚生 労働省·国土 交通省告示第 3号
⑥家賃	■近傍同種の賃貸住宅家賃と均衡しているか 【審査項目例】 □ 申請住宅の近隣に立地する民間賃貸 住宅の家賃と均衡 等	○申請書別添5ま たは6	法第 41 条 省令第 13 条

## ※1 規模(住戸専用面積)の基準

	新築住宅	既存住宅
一般住宅	25 ㎡以上	18 ㎡以上
一般住宅(一部共用住宅)	18 ㎡以上	13 ㎡以上
共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)	各専用部分:9㎡以上 (各専用部分の入居可能者数:1人) 全体面積:(15A+10)㎡以上(A≥2)	
ひとり親向け共同居住型賃 貸住宅(ひとり親向けシェア ハウス)	各専用部分:12 ㎡以上(全体面積が(15B+24C+10)㎡以上の場合は10 ㎡以上) (各専用部分の入居可能世帯数:1世帯) 全体面積:(15B+22C+10)㎡以上(B+C≥2)	

A:入居可能者数、B:ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、C:ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数

## ※2 設備基準

	専用部分に設ける設備	共同利用設備
一般住宅	台所、便所、収納設備、浴	
	室又はシャワー室を完備	
一般住宅(一部共用	便所(右記の共同利用設	台所、収納設備、浴室又はシャワー室(各居住
住宅)	備 の基準を満たす場合)	部分に備える場合と同等以上の 居住環境が
		確保されること)
共同居住型賃貸住宅		便所、洗面、浴室又はシャワー室
(シェアハウス)		(Aを5で除した数以上)
ひとり親向け共同居		・便所と洗面(BとCの合計数を3で除した数以
住型賃貸住宅		上)
(ひとり親向けシェア		・浴室とシャワー室(BとCの合計数を4で除した
ハウス)		数以上かつ浴槽を有する浴室が1カ所以上)

A:入居可能者数、B:ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、C:ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数